

特別徴収のしおり

日ごろは、本市の税務行政の推進に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度の市民税・府民税・森林環境税につきまして、貴事業所に特別徴収をお願いすることとなりました。

つきましては、本年度の市民税・府民税・森林環境税（特別徴収）につきまして、この「給与所得に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収のしおり」を御覧のうえ、徴収および納入をお願いいたします。

令和8年5月 京都市長

同封書類

- 令和8年度 給与所得者に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）
- 令和8年度 給与所得者に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
- 令和8年度 給与所得者に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収納入書（納入書の送付を希望された事業所のみ）

※ 特別徴収税額の決定通知書について、電子での受取りを希望された場合は、eLTAXにて御確認ください。

— も く じ —

- 給与からの特別徴収の手続きについて 1
- 退職手当等に係る市民税・府民税について 1
- 特別徴収税額の納入、納入書記載例 2
- よくある質問 3
- 提出書類について 4
- 提出書類の様式
 - 様式 給与所得者異動届出書 6
 - 様式 特別徴収への切替申出書 8
 - 様式 特別徴収義務者の名称等の変更届出書 9
 - 様式 指定通知書 10

所在地・郵便物送付先

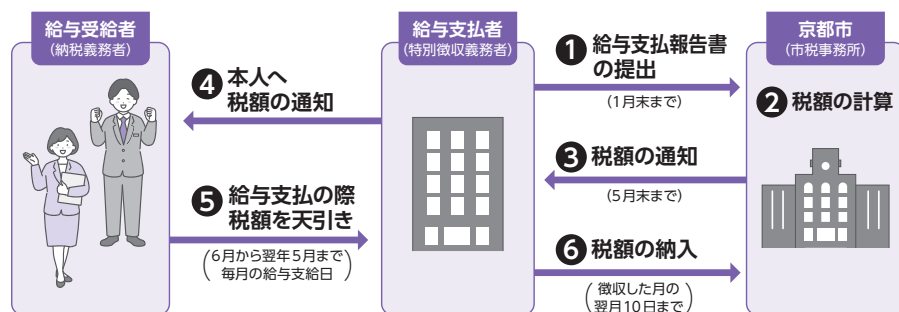
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
市役所分庁舎 地下1階

京都市市税事務所
法人諸税室 特別徴収担当

Tel 075-222-3658 FAX 075-213-5305

給与からの特別徴収の手続きについて

特別徴収による納税のしくみ



1 特別徴収税額の通知

特別徴収税額は、給与支払者（特別徴収義務者）を通じて受給者（納税義務者）へ通知することとなっています。

(1) 令和8年度 給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税の決定通知書 (特別徴収義務者用) 茶色刷

この通知書は、給与支払者（特別徴収義務者）が各受給者（納税義務者）から徴収していただく各月ごとの合計金額を記載した税額の通知です。給与支払者（特別徴収義務者）が大切に保管してください。

(2) 令和8年度 給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税の決定通知書 (納税義務者用) 緑色刷

この通知書は、各受給者（納税義務者）に市民税・府民税・森林環境税の特別徴収税額を通知するものです。通知期限は5月31日となっていますので、圧着部分を剥がさずに、速やかに各受給者（納税義務者）に配付してください。電子データで受け取られている場合は、納税義務者に電子送信をしてください。

課税内容に関するご質問等は、受給者本人から通知書に記載している市税事務所市民税担当へお問い合わせいただくよう御案内ください。

[詳細はこちら](#)

京都市 特別徴収

[検索](#)

2 特別徴収税額の徴収

「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」の納付額欄に、それぞれの受給者（納税義務者）に係る各月の納付額が記載されていますので、各月の給与の支払いの際に、当該月の納付額を徴収してください。

3 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知した後に課税内容に変更が生じた場合には、「特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用及び納税義務者用）」を送付しますので、受給者に変更通知書（納税義務者用）を配付するとともに、変更月以後については変更通知書に記載された変更後の納付額を徴収してください。

※ 変更通知書の受け取り方法（書面または電子データ）は、原則として、特別徴収税額の決定通知書と同じ方法になります。

退職手当等に係る市民税・府民税について

退職手当等に係る市民税・府民税については、所得税と同様に、他の所得と区分して、退職金の支払いの際に特別徴収していただくことになっています。

(1) 退職手当等

退職手当、一時恩給等その他名称を問わず、退職によって一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与。

(2) 納税義務者

退職金の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在、京都市に居住している人。

(3) 退職手当等の支払いを受けるべき日

退職手当等の支払いを受ける権利が確定する日。

(4) 提出書類

- 退職所得の特別徴収票（源泉徴収票）
- 納入申告書（※納入書裏面に様式あり）

[詳細はこちら](#)

京都市 特別徴収 退職手当

[検索](#)

特別徴収税額の納入について

1 納入書について

納入書は、令和8年6月分から翌年5月分までの12枚と予備2枚の14枚綴りです。納入に当たってはそれぞれ特別徴収した月分の納入書を使用してください。

年度の途中で税額の変更があった場合、変更後の納入書は送付していません。記載例のとおり納入書を修正し、納入してください。

2 納入方法

徴収した納付額については、同封の「給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収の納入書」(以下、「納入書」といいます。)に必要事項を記入のうえ、所定の金融機関等で納入してください。

- 京都市では特別徴収税額の納入に際し口座振替制度は利用できません。
- 金融機関独自の住民税自動振替サービス等を利用される場合の京都市の市区町村コードは「261009」です。
- 京都市の指定金融機関は「三菱UFJ銀行京都支店」です。
- eLTAXの地方税共通納税システムを利用し、インターネットで納税することができます。
- 本市発行の納入書以外で納税される際は、通知書に記載の特別徴収義務者指定番号「6桁」の入力をお願いします。

3 納期限

徴収した月の翌月10日(休日または金融機関の休業日はその翌営業日)までに納入してください。納期限を過ぎてから納入されると延滞金が加算される場合があります。

4 納入場所

- 京都市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所、右京区役所京北出張所
- 指定金融機関及び以下の収納代理金融機関(全国の本店・支店・出張所で取り扱い可)
銀 行 …… みずほ 三菱UFJ 三井住友 北陸 北國 滋賀
京 都 池田泉州 南都 但馬 徳島大正
信 用 金 庫 …… 京都 京都中央
信 用 組 合 …… 京滋 近畿産業
農 業 協 同 組 合 …… 京都府信用農業協同組合連合会 京都市 京都中央 京都
そ の 他 …… 近畿労働金庫
- 近畿2府4県の区域内に所在するゆうちょ銀行直営店及び郵便局
(京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)
- 上記以外のゆうちょ銀行直営店及び郵便局
※ 既に指定しました ゆうちょ銀行直営店 及び 郵便局に限ります。(10ページ参照)

記載例 《納入書》の書き方

- 納入額に変更のない場合は、追記する必要はなく、そのまま使用いただけます。

京 都 市 市 民 税 特 別 徴 収 森 林 環 境 税 納 入 書		振替の請求に使用する欄
市区町村コード	口座番号	加入者名
261009	01010-3-960099	京都市会計管理者
令和8年6月分	180001	納入金額(1) 円
		¥50,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(※※※)	入 退 職 所得分
	延滞金	合 計 額
納期限 令和8年 7月10日		
※ 日 時		

納入年月と納入額は、予め印字しています。

納入金額欄は記入不要です。

赤色で印刷された用紙です。

- 納入額に変更等が発生した場合、訂正して使用してください。

(1) 給与分の納入金額を変更するとき

京 都 市 市 民 税 特 別 徴 収 森 林 環 境 税 納 入 書		振替の請求に使用する欄
市区町村コード	口座番号	加入者名
261009	01010-3-960099	京都市会計管理者
令和8年6月分	180001	納入金額(1) 円
		¥50,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(※※※)	入 退 職 所得分
	延滞金	合 計 額
納期限 令和8年 7月10日		
※ 日 時		

① 横線で抹消(訂正印は不要)

② 納入金額の給与分と合計額に正しい税額を記入する。
(一括徴収分も給与分に含めて記入)

(2) 記入した金額を訂正するとき

京 都 市 市 民 税 特 別 徴 収 森 林 環 境 税 納 入 書		振替の請求に使用する欄
市区町村コード	口座番号	加入者名
261009	01010-3-960099	京都市会計管理者
令和8年6月分	180001	納入金額(1) 円
		¥50,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(※※※)	入 退 職 所得分
	延滞金	合 計 額
納期限 令和8年 7月10日		
※ 日 時		

記入した金額を横線で抹消して、その上に訂正額を記入してください。
※ 金額の先頭に「¥」を記入してください。

《納入書》は京都市ホームページからもダウンロード可能です。

京都市 特別徴収 納入書 🔍 検索

よくある質問

Q1 税額決定通知書に退職・転勤した従業員の名前が記載されているのはなぜですか？	A1 該当者の「給与所得者異動届出書」が未提出の場合は、速やかに提出してください。すでに提出済みの場合、令和8年4月15日以降に京都市が受け付けたものについては、事務処理の手続き上、当初課税通知書（令和8年5月15日付）への反映が間に合わず、特別徴収の対象者として掲載されている場合があります。この場合、変更通知書により翌月以降に通知します。
Q2 新規採用者を特別徴収扱いにするにはどうすればよいですか？	A2 「特別徴収への切替申出書」を御提出ください。
Q3 確定申告した内容が税額に反映されていません。	A3 申告日によっては内容が反映されていない場合があります。申告内容を反映した結果、税額が変更となる場合は、後日税額変更（決定）通知書を送付します。
Q4 税額通知書を破損しました。再発行してもらえますか。	A4 通知書の再発行はできません。区役所・支所の市民総合窓口室戸籍住民担当や証明書発行コーナーで、個人市・府民税及び森林環境税の所得証明書、課税証明書をお求めください。最新年度分の課税証明（全項目証明）・所得証明は、マイナンバーカードをお持ちの場合はコンビニでも発行可能です。
Q5 従業員が少なく、徴収額を毎月納付するのが手間です。良い方法はありませんか。	A5 給与の支払いを受ける人が常時10人未満であり、滞納がない給与支払者（特別徴収義務者）に限り、「納期の特例に関する申請書」を提出し、市町の承認を受けた場合、以下の通り年2回に分けて納入することができます。 ● 6月～11月分月割額 ➡ 11月分（納期限 12月10日）納付 ● 1月～5月分月割額 ➡ 5月分（納期限 6月10日）納付 （※ 納期限は土日祝により変更となる場合があります。） 詳細はこちら 京都市 特別徴収 納期の特例 Q 検索



提出書類について

こんなとき	提出書類	該当ページ または ホームページ	提出先
従業員が退職・休職・転勤をしたとき	《給与所得者異動届出書》	記載例 → 5ページ 様式 → 6ページ	京都市市税事務所 法人諸税室 特別徴収担当
就職などで従業員の住民税を特別徴収（給与から天引き）したいとき	《特別徴収への切替申出書》	記載例 → 7ページ 様式 → 8ページ	
事業所の名称・所在地等に変更があったとき（合併や送付先の変更も含む）	《特別徴収義務者の名称等の変更届出書》	様式 → 9ページ	
納期の特例制度（年2回で納入）を利用したいとき	《特別徴収税額の納期の特例に関する申請書》	京都市 特別徴収 納期の特例 🔍 検索	
納期の特例制度を利用して従業員数が10人を超えたとき	《特別徴収税額の納期の特例取消し届出書》		
退職手当等の支払い時に市民税・府民税を特別徴収したとき	《退職所得の特別徴収票（源泉徴収票）》 《納入申告書》	京都市 特別徴収 退職手当 🔍 検索	
税額通知を電子データとして受け取りたいとき	《特別徴収税額通知 受取方法変更届出書》	京都市 特別徴収 電子化 🔍 検索	
近畿2府4県以外のゆうちょ銀行、郵便局を利用して納入するとき	《指定通知書》	→ 10ページ	ゆうちょ銀行・郵便局

記載例 《給与所得者異動届出書》の書き方

【記載例：12月まで徴収し、1月以降徴収できなくなる場合（普通徴収）】

給与支払報告書 特別徴収		人事課 給与		7年度 特別徴収 指定番号	
(あて先) 京都市長 令和 8年12月 7日 提出		京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 洛中商事株式会社		180001	
氏名 京都 太郎		氏名 鴨川 花子		宛番号 5	
生年月日 明・大・昭 平 55年 5月 5日		電話番号 075-123-4567		8年度 特別徴収 指定番号	
1月1日現在 京都市右京区太秦〇〇町31		個人番号又は法人番号 0123456789012		宛番号	
給与 氏名 京都 太郎	特別徴収税額 (年税額) 円 154,500	徴収済税額 (ア) 円 6,120	未徴収税額 (ア) 円 90,500	異動の事由 (ウ) 異動年月日 令和8年 12月27日	異動後の未徴収 税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。） 新しい勤務先（左記担当者）へは、 氏名 月分(翌月10日納期限分) 月額 円 を徴収し、納入するよう連絡済です。 受給者番号 納入書の要否 1：必要 2：不要					
② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。） この欄は、一括徴収(残りの税額をまとめて徴収)の場合にのみ記入します。で納入します。					
③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。） 1 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 2 異動年月日が4月31日～12月31日までの場合は、原則、一括徴収してください。 3 異動年月日が1月1日～4月30日までの場合は、原則、一括徴収してください。 4 死亡による退職のため。					

【記載例：12月まで徴収し、1月以降徴収できなくなる場合（一括徴収）】

給与支払報告書 特別徴収		人事課 給与		7年度 特別徴収 指定番号	
(あて先) 京都市長 令和 8年12月 7日 提出		京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 洛中商事株式会社		180001	
氏名 京都 太郎		氏名 鴨川 花子		宛番号 5	
生年月日 明・大・昭 平 55年 5月 5日		電話番号 075-123-4567		8年度 特別徴収 指定番号	
1月1日現在 京都市右京区太秦〇〇町31		個人番号又は法人番号 0123456789012		宛番号	
給与 氏名 京都 太郎	特別徴収税額 (年税額) 円 154,500	徴収済税額 (ア) 円 6,120	未徴収税額 (ア) 円 90,500	異動の事由 (ウ) 異動年月日 令和8年 12月27日	異動後の未徴収 税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。） 新しい勤務先（左記担当者）へは、 氏名 月分(翌月10日納期限分) 月額 円 を徴収し、納入するよう連絡済です。 受給者番号 納入書の要否 1：必要 2：不要					
② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。） この欄は、一括徴収(残りの税額をまとめて徴収)の場合にのみ記入します。で納入します。					
③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。） 1 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 2 異動年月日が4月31日～12月31日までの場合は、原則、一括徴収してください。 3 異動年月日が1月1日～4月30日までの場合は、原則、一括徴収してください。 4 死亡による退職のため。					

【記載例：12月まで徴収し、1月から新しい勤務先で特別徴収する場合】

給与支払報告書 特別徴収		人事課 給与		7年度 特別徴収 指定番号	
(あて先) 京都市長 令和 8年12月 7日 提出		京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 洛中商事株式会社		180001	
氏名 京都 太郎		氏名 鴨川 花子		宛番号 5	
生年月日 明・大・昭 平 55年 5月 5日		電話番号 075-123-4567		8年度 特別徴収 指定番号	
1月1日現在 京都市右京区太秦〇〇町31		個人番号又は法人番号 0123456789012		宛番号	
給与 氏名 京都 太郎	特別徴収税額 (年税額) 円 154,500	徴収済税額 (ア) 円 6,120	未徴収税額 (ア) 円 90,500	異動の事由 (ウ) 異動年月日 令和8年 12月27日	異動後の未徴収 税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。） 新しい勤務先（左記担当者）へは、 氏名 月分(翌月10日納期限分) 月額 円 を徴収し、納入するよう連絡済です。 受給者番号 納入書の要否 1：必要 2：不要					
② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。） この欄は、一括徴収(残りの税額をまとめて徴収)の場合にのみ記入します。で納入します。					
③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。） 1 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 2 異動年月日が4月31日～12月31日までの場合は、原則、一括徴収してください。 3 異動年月日が1月1日～4月30日までの場合は、原則、一括徴収してください。 4 死亡による退職のため。					

受給者（納税義務者）が、新たな勤務先において引き続き特別徴収の継続を希望する場合は、必ず事前に新たな勤務先の経理担当者に連絡したうえで、「給与所得者異動届出書」の「新しい勤務先（特別徴収義務者）」欄の所在地、名称、電話番号、月割額及び徴収開始月を御記入ください。

- 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
 - 外国人従業員が帰国したのち、住民税が未納になる事例が生じております。外国人従業員が退職や転勤後に帰国する場合は、帰国前に残りの住民税を可能な限り一括徴収する等、御協力をお願いします。
 - 令和8年度の給与支払報告書の提出後、特別徴収の通知が送達する前に、給与所得者に異動が生じた場合は、給与支払報告書を提出した自治体に、給与所得者異動届出書を提出してください。
- この場合、令和8年4月14日までに受け付けたものは、原則、当初に発送する通知書に反映します。それより後に受け付けたものは、事務処理の手續上、当初通知への反映に間に合わない場合があります。この場合、変更通知書により翌月以降に通知します。

様式は京都市ホームページからもダウンロード可能です。 [京都市 特別徴収 異動届](#) [検索](#)

退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

付
受
8
印給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(あて先) 京都市長 令和 年 月 日 提出		給与(特別徴収義務者) 所在地 氏 名 個人番号又は法人番号		担当者 氏 名 電 話		7 年 度 特別徴収 指定番号 宛名番号		8 年 度 特別徴収 指定番号 宛名番号		
給与 所得 者	フリガナ	新 姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異 動 の 事 由 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。		異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏 名			円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	年 月 日	1 退職 2 転勤・転籍 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他(理由を下欄に記入)		① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日			円	円		番号を記入 ←		番号を記入 ←
	個人番号									
住 所	1月1日 現 在									
	異動後									

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい 勤務先 (特別 徴収義 務者)	所在地	特別徴収指定番号	氏 名 担 当 者 電 話	新しい勤務先(左記担当者)へは、 月分(翌月10日納期限分) 月額 円 を徴収し、納入するよう連絡済です。	
	フリガナ	法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。			
	名 称		受給者番号	納入書の要否 番号を記入 ← 1: 必要 2: 不要	

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 ←	1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額((ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限分)で納入します。
------------	--	-----------------	--------------------------------------

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 ←	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。
------------	---

注
意
事
項
等

- 本書は、特別徴収の従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合にご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。
- 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

通信欄(京都市への特段の連絡事項がある場合は直接こちらにご記入ください)

A	B	C	D	E	F

記載例 《特別徴収への切替申出書》の書き方

記入に当たっての注意点

- 普通徴収の納期限が過ぎた税額及び過年度分は、特別徴収への切替えはできません。また、「指定納期限」と記載がある納付書は、切替えができない場合があります。
- 65歳以上で公的年金を受給されている方は、年度途中での給与からの特別徴収への切替えはできません。
- 特別徴収開始月は、原則、以下のとおりとなります。

- ▶ 毎月1日から10日までに到着した場合…翌月から特別徴収開始
(例) 7月10日に到着した場合…8月開始 (税額通知書は7月末に発送)
- ▶ 毎月11日から月末までに到着した場合…翌々月から特別徴収開始
(例) 7月11日に到着した場合…9月開始 (税額通知書は8月末に発送)

※ 特別徴収の通知へ、対象者の受給者番号の反映を希望される場合は、表外の「受給者番号」欄に記入してください。

※ 特に開始月の希望がある場合は、表外の「開始希望月」欄に記入してください。

- 令和8年4月14日までに受け付けた切替申出書の対象者は、課税の対象とならない者を除き、原則、当初に発送する通知書にて通知されます。それより後に受け付けたものは、事務処理の手続上、当初通知への反映に間に合わない場合があります。この場合、変更通知書により翌月以降に通知します。(特別徴収の開始月は7月以降となります。)
- 二重納付防止のため、本人あてに送付された納期限前の普通徴収の納付書がある場合は、この申出書に同封してください。本人あての「普通徴収の納税通知書」「納付済みの領収証書」「納期限が過ぎた未納付の納付書」は、同封せず本人に返却してください。
- 普通徴収の納期限が間近である場合は、事前に電話で連絡してください。

連絡先：京都市市税事務所 法人諸税室 特別徴収担当
電 話：075-222-3658

【記載例】

特 別 徴 収 へ の 切 替 申 出 書									
受付印 (あて先) 京都市長 8 年 7 月 20 日 提出者	給へ 特 与 別 徴 収 義 務 者 者	指定番号	☒ 持っている(右に記入してください) ☐ 持っていない(記入不要)		180001	所属	人事課		
	所在地 (住所)	(〒 604 8571) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地				この申出書に 関する問合せに 応答される方	氏名	鴨川 花子	
	フリガナ	ラクチュウショウカブシキガイシャ				紙の納入書は 必要ですか?	電話	075-123-4567	
	名称 (氏名)	洛中商事株式会社				☒ 必要 ☐ 不要	※すでに納入書をお持ちの場合・ 電子納付や金融機関の振替サー ビスを利用する場合等		
法人番号									
切へ 替 え 税 を 希 望 す る 者	現住所	京都市山科区安朱〇〇町100				普通 徴 収 の 納 税 者 コ ー ド	区	学区	町
	フリガナ	ヤマシナ タロウ				年 税 額	221122 33445		
	氏 名	山科 太郎				納付済の納期 及び納付済額	44,200 円		
	生 年 月 日	昭和50年 12 月 20 日				1 期分まで納付済	11,200 円		
	普通徴収の	2				期分から特別徴収への切替を希望します。			
※ 普通徴収の納期限が過ぎた税額及び過年度分については、特別徴収への切替えはできません。 また、「指定納期限」と記載の納付書は、切替えができない場合があります。 ※ 65歳以上で公的年金を受給されている方については、年度途中での給与からの特別徴収への切 替えはできません。 ※ 受給者番号を希望される場合は、その受給者番号を右欄に									
連絡事項									

前勤務先を退職されて間もない場合
等で、普通徴収の納付書をお持ちで
ない場合は、記入不要です。

様式は京都市ホームページからもダウンロード可能です。 京都市 特別徴収 切替 🔍 検索

受付印

特別徴収への切替申出書

(あて先) 京都市長 年 月 日 提出	給へ 特 与別 徴 支収 義 払務 者者	指定番号	○ 持っている(右に記入してください) ○ 持っていない(記入不要)		この申出書に 関する問合せに 応答される方	所属	
		所在地 (住所)	(〒 -)			氏名	
		フリガナ				電話	
		名称 (氏名)			紙の納入書は 必要ですか？	○必要 ○不要	すでに納入書をお持ちの場合・ 電子納付や金融機関の振替サー ビスを利用する場合等
		法人番号					

切へ 替え 税 を 希義 望 務 す 者者	現住所	普 (不 明の 場合 は記 入不 要)	納税者コード	区	学区	町	氏名コード
	フリガナ		年 税 額	円			
	氏 名		納付済の納期 及び納付済額	期分まで納付済		円	
	生 年 月 日		普通徴収の		期分から特別徴収への切替を希望します。		

- * 普通徴収の納期限が過ぎた税額及び過年度分については、特別徴収への切替はできません。
また、「指定納期限」と記載の納付書は、切替ができない場合があります。
- * 65歳以上で公的年金を受給されている方については、年度途中での給与からの特別徴収への切替はできません。
- * 特別徴収通知書へ、対象者の受給者番号の反映を希望される場合は、その受給者番号を右欄に記入してください。
- * 特別徴収開始月は、原則として以下のとおりです。特に開始月の希望がある場合は、右欄に記入してください。
○毎月1日から10日までに提出先に到着した場合…翌 月
○毎月11日から月末までに提出先に到着した場合…翌々月
- * 二重納付防止のため、できるだけ、普通徴収の納付書(納期限前のものに限る)を同封してください。同封されない場合は、切替対象分を誤って納付されないようお伝えください。なお、納税通知書は同封しないでください。
- * 普通徴収の納期限が間近である場合は、事前に京都市特別徴収担当へ電話で連絡してください。

連絡事項

受給者番号	
開始希望月	月(翌月10日納期限分)
月割額の連絡	月 日までに必要

給与所得等に係る特別徴収義務者の名称等の変更届出書



下記には届出日における所在地又は住所、名称及び代表者名又は氏名等を記入してください。

(宛 先) 京 都 市 長 令和 年 月 日提出	特別徴収義務者 (給与支払者)	所在地又は住所 〒 —	特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名称及び代表者名又は氏名	法人番号		
			連絡先	所 属	
				担当者氏名	
			電 話 番 号	— —	

特別徴収義務者 (給与支払者)		変 更 前	変 更 後
	フリガナ		
	所 在 地 又は住所	〒 —	〒 —
	フリガナ		
	名 称 又は氏名		
	電話番号	— —	— —

変更年月日	令和 年 月 日
変更理由 該当する項目に☑してください。	(1) 所在地、住所変更理由 ☐ 事務所の移転（登記簿所在地の変更 有・無） （有・無のいずれかに○を付けてください。） ☐ その他（ ）
	(2) 名称、氏名変更理由 ☐ 社名・氏名変更 ☐ その他（ ）
	(3) 送付先変更理由 ☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 取消 ※新規に送付先を設定される場合は、変更後の欄に送付先の所在地又は住所及び名称又は氏名を記入してください。
	(4) 合併による変更（登記上の扱いを記入してください。） ☐ 新設合併 変更前の欄に消滅した法人の名称、所在地を記入してください。 （特別徴収義務者指定番号： ） 変更後の欄に新設した法人の名称、所在地を記入してください。 ☐ 吸収合併 変更前の欄に消滅した法人の名称、所在地を記入してください。 （特別徴収義務者指定番号： ） 変更後の欄に合併後存続する法人の名称、所在地を記入してください。 （特別徴収義務者指定番号： ） ※合併後に名称、所在地を変更した場合は、届出書を別途作成して提出してください。 ※特別徴収義務者指定番号は京都市から指定されている指定番号を記入してください。
	(5) その他 ☐ 特別徴収事務の一元化 ☐ その他（ ）

※ 合併の場合、受給者（納税義務者）全員分の「給与所得者異動届出書」（転勤・退職等）についても必ず提出してください。

様式は京都市ホームページからもダウンロード可能です。

京都市 特別徴収 名称変更

検索



収納機関としての指定について

近畿2府4県の区域外のゆうちょ銀行直営店及び郵便局（以下、郵便局等といいます。）を利用するには、京都市の収納機関としての指定が必要になります。

未指定の郵便局等から、京都市の特別徴収税額を納入される場合は、本ページ右側の《指定通知書》を、当該郵便局等へ提出してください。

なお、本ページ右側の指定通知書を提出された郵便局等では、京都市市税事務所特別徴収担当から送付された納入書（口座番号 01010-3-960099 のもの）のみ利用できます。

インターネットからダウンロードした納入書（口座番号 01050-9-960166 のもの）を利用する場合は、京都市ホームページに掲載している指定通知書を提出してください。

利用される郵便局等を変更される場合は、改めて指定通知書の提出が必要となります。



このページをコピーし、
右側の《指定通知書》部分を
切り離して提出してください。



《指定通知書》は
京都市ホームページからもダウンロード可能です。

京都市 指定通知書

検索



指 定 通 知 書

貴局（店）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の取扱局（店）に指定しましたので通知します。

1 認可又は承認番号	郵1業 第1588号
2 口座番号	01010-3-960099
3 加入者名	京都市会計管理者
4 取りまとめ局	大阪貯金事務センター

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 店長
様
郵便局長

京 都 市 長
(公印省略)

(注) 近畿2府4県の区域外の郵便局・ゆうちょ銀行に払い込まれる場合は、必ずこの通知書を、当該郵便局・ゆうちょ銀行へ御提出ください。

（切り取り線）

個人の課税内容に関するお問い合わせ先

特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の個人の課税内容に関しては、受給者本人から、本人のお住まいの地域を担当する市税事務所市民税担当へお問い合わせください。

担当名	担当地域	電話番号(直通)
市民税 第1担当	北区・上京区	(075) 746-5824
	中京区	(075) 746-5819
市民税 第2担当	伏見区・伏見区深草	(075) 746-5834
	山科区・伏見区醍醐	(075) 746-5837
市民税 第3担当	西京区・西京区洛西	(075) 746-5849
	右京区	(075) 746-5843
市民税 第4担当	下京区・南区	(075) 746-5872
	左京区・東山区	(075) 746-5863

京都市情報館ホームページ（特別徴収関係）

「京都市情報館」トップページ左上の **暮らしの情報** より

申請書・届出書のダウンロード

- ➡ 市税 ➡ 申請書届出書ダウンロード
- ➡ 申請書・届出書ダウンロードサービス一覧（法人・事業所関係）

特別徴収制度・給与支払報告書の提出

- ➡ 市税 ➡ 市税の種類 ➡ 個人市・府民税（特別徴収）／給与支払報告書

市民税・府民税の制度

- ➡ 市税 ➡ 市税の種類 ➡ 個人市・府民税

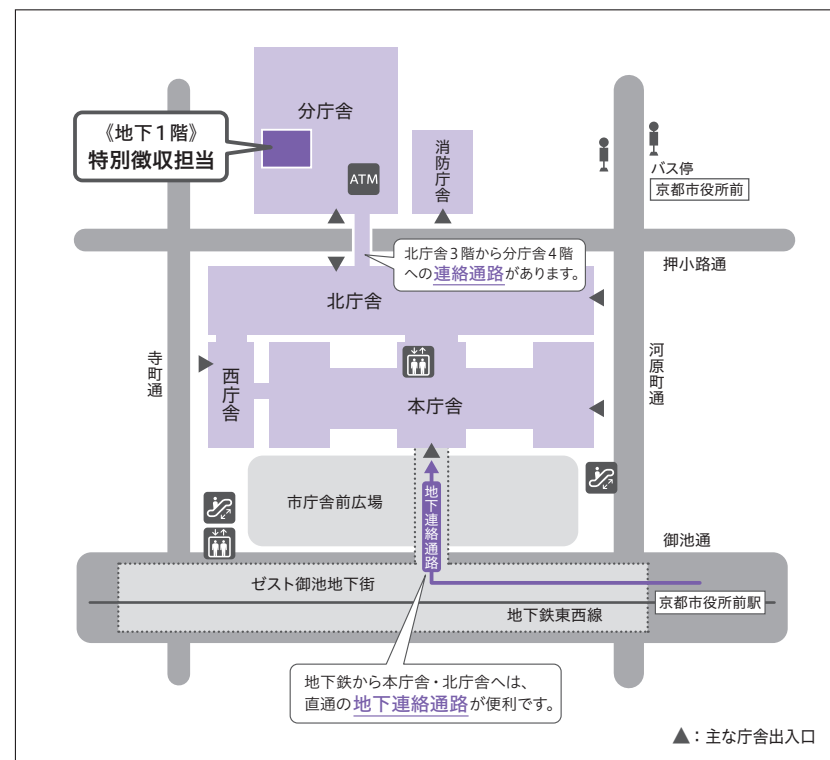
eLTAX（エルタックス）について

eLTAX（エルタックス）とは、地方税の申告や納税等の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

「給与支払報告書」の提出、「給与所得者異動届出書」「名称等の変更届出書」等の届出、各種税目の納税が可能です。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

法人諸税室 特別徴収担当 へのアクセス



※ 開庁時間 8:45 ～ 17:00（土・日・祝・年末年始は閉庁）